

## 21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分	
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪	無 罪	公 訴 権 減	未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の 人 員	有罪に係る人員及び金額			
										罰 金			
										人 員	金 額		
		件	件	件	件	件	件	人	人(社)	千円			
申告所得税	外												申告所得税
	内	-	X	X	-	-	X	X	-	-	-	-	
法人税	外												法人税
	内	X	X	X	X	-	-	X	4	2	125,000		
その他	外												その他
	内	X	X	X	X	-	-	X	10	14	205,000		
合 計	外												合 計
	内	X	4	X	X	-	X	X	14	16	330,000		

調査期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における実績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。  
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	-	第 159 条	外	-	脱税犯規定	外	-
		-			X			X
第 243 条 〔平成 22 年度 改正前の 244 条を含む。〕	外	-	第 163 条 〔平成 22 年度 改正前の 164 条を含む。〕	外	X	両罰規定	外	4
		-			-			-
合 計	外	-	合 計	外	X	合 計	外	4
		-			X			X

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。  
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

## 22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分		酒 税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分	
		免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計			
		酒 類 造 者	酒 類 販 売 業 者														
要 処 理 件 数	前 年 度 か ら の 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前 年 度 か ら の 外	要 処 理 件 数
	繰 越 処 理 未 済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	繰 越 処 理 未 済	
検 挙	外	-	4	2	6	-	6	1	-	1	-	-	-	-	-	外	検 挙
	内	-	3	8	11	-	11	1	-	1	-	-	-	-	-	内	
処 理 済 件 数	通 告 処 分	-	4	2	6	-	6	1	-	1	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数
	告 発	収 税 官 吏	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏	
		そ の 他	-	3	8	11	-	11	1	-	1	-	-	-	-	そ の 他	
	通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	処 分 前 減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減	
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額	外	-	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
通 告 処 分 額	外	-	489	30	519	-	519	1,100	-	1,100	-	-	-	-	-	通 告 処 分 額	
	内	-	815	575	1,390	-	1,390	230	-	230	-	-	-	-	-	内	

調査対象等：平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区分		
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ特別税分							
要 処 理 件 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要 処 理 件 数	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
処 理 済 件 数	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	検 挙	処 理 済 件 数	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12			
	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	通 告 処 分		
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12			
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏		告 発
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他		
通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分			
不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発			
処 分 前 減 消	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減 消			
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数			
犯 則 に 係 る 額			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	2,392	犯 則 に 係 る 額		
通 告 金 相 当 額	外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,619	通 告 金 相 当 額		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,620			

調査対象等：平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(2) 通告処分及び履行状況

区分		酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
		免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計				
		酒類等製造者	酒類販売業者																		
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越履行未済	要履行件数	
	通告処分	外	-	4	2	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7		通告処分
	計	外	-	4	2	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7		計
		外	-	3	8	11	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12		
履行等件数	通告不履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行発	
	通告後減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後減	
	通告履行	外	-	4	2	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	通告履行	
	計	外	-	4	2	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	計	
	外	-	3	8	11	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12		
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数	
通告履行罰科金額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額	
通相	外	-	489	30	519	1,100	-	1,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,619	通相	
	外	-	815	575	1,390	230	-	230	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,620		

調査期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。  
2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の					
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額												
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外2 8	42,724	-	外2 8	42,724	-	-	-	-	-	-	
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外4 3	358,256	-	-	-	-	外4 3	358,256	-	-	-	-	-	-	
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外4 3	358,256	-	外2 8	42,724	-	外6 11	400,980	-	-	-	-	-	-	
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日

- (注) 1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。  
 3 (外)書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	外1 1	第15条第1項第1号	外1 1	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-
第27条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-	第24条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-
第28条第1号	-			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
第28条第2号	-			第29条第2号	-	第25条第2号	-	第29条第2号	-
第28条第3号	-			第29条第3号	-	第25条第3号	-	第29条第3号	-
第28条第4号	-			第29条第4号	-	第25条第4号	-	第29条第4号	-
第28条第5号	-			第29条第5号	-	第25条第5号	-	第29条第5号	-
第28条第6号	-			第29条第6号	-	第25条第6号	-	第29条第6号	-
第28条第7号	-			第29条第7号	-				
合計	外1 1	合計	外1 1	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第13条第1項	-
第21条第1項第2号	-	第22条第1項第2号	-	第20条第1項第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	第14条第2号	-
		第23条第2号	-	第21条第2号	-	第14条第3号	-
		第23条第3号	-	第21条第3号	-		
		第23条第4号	-				
		第23条第5号	-				
		第24条第1号	-				
		第24条第2号	-				
		第24条第3号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日

- (注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。